

働き方改革

インフォメーション

～ニューノーマルな働き方の実現～



ここでは日々変化する働き方について皆様のお役に立てる情報をお届けいたします。今回は、FFGとビジネスマッチング業務提携先である株式会社エフアンドエム様のご協力のもと、2020年4月から開始している特定の法人を対象にした社会・労働保険に関する一部の手続きの電子申請義務化のお話をいただきました。

すでに始まっている電子申請義務化ですが、現在でも紙で申請されている法人様やどの書類が対象なのかご存じない法人様もいらっしゃると思います。

そんな皆様に、本記事では対象となる法人、対象書類、注意点、そして、働き方改革に繋がる申請ツールなどをお伝えします。

特定の法人が対象となる
社会・労働保険の一部手続き

電子申請 義務化！

電子申請義務化とは

日本政府の行政手続きにかかるコストを削減する目的で、2020年4月から特定の法人を対象に健康保険・厚生年金保険、労働保険、雇用保険の一部の手続きの電子申請が義務化されています。

電子申請を行うためには、電子証明書の取得やアカウントの準備、必要添付資料の準備に加え、e-Govによる電子申請への理解、または外部APIソフトウェアの導入が必要です。

ただし、電子申請義務化の対象となる行政手続きを、従来の紙による窓口・郵送での申請を行ったとしても企業が罰則を受けることはありません。

電子申請義務化対象となる

特定の法人（対象企業）

電子申請義務化が対象となる特定の法人（対象企業）は、次のいずれかにあてはまる企業となります。

項 目	書 類
健康保険・厚生年金保険	被保険者賞与支払届※、被保険者報酬月額算定基礎届※、健康保険被保険者報酬月額変更届、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届、【70歳以上被用者】算定基礎・月額変更・賞与支払届(厚生年金保険のみ) ※被保険者賞与支払届と被保険者報酬月額算定基礎届は、健康保険・厚生年金保険それぞれに電子申請による申請手続きが必要です。
労働保険 継続事業(一括有期事業を含む)を行う事業主が提出する右記の申告書	年度更新に関する申告書(概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書)、増加概算保険料申告書
雇用保険	被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、被保険者転勤届、高年齢雇用継続給付支給申請、育児休業給付支給申請

・ 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構

に納付する拠出金の額が1億円を超える法人

・ 相互会社(保険業法)

・ 投資法人(投資信託および投資法人に関する法律)

・ 特定目的会社(資産の流動化に関する法律)

以上の企業は特定の法人として扱われ、従業員

の入社・退社、賞与支払いなどにかかわる社会保険

関連の一部の手続きを電子申請で行わなければな

りません。

【参考】厚生労働省 2020年4月から特定の法人について

電子申請が義務化されます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000511981.pdf>

電子申請義務化の対象手続き

電子申請義務化の対象となる行政手続きは健

康保険・厚生年金保険、労働保険、雇用保険が該

当し、紙による窓口・郵送申請はすべて電子申請に

集約されます。

電子申請義務化対象となる書類は上記の図を

参照ください。

電子申請義務化における申請方法

現在、行政手続きの電子申請が可能な手段は「e・Gov電子申請」と「外部APIソフトウェアの利用」の2種類に限られます。

● e・Gov電子申請

e・Gov電子申請とは、紙による申請や届出などの行政手続きを、インターネットとパソコンを利用して申請できる行政サービスです。複数の行政手続きをまとめて申請できるため、行政のコスト削減につながる取り組みとして推奨されています。

2020年4月から始まった電子申請義務化の対象となる一部の行政手続きもe・Gov電子申請を利用します。

● 外部APIソフトウェアの利用

外部APIソフトウェアとは、e・Gov電子申請

と連携が可能な外部連携APIに対応したソフトウェアで、多くの民間企業が提供する人事労務管理システムを指します。

e・Gov電子申請を可能とするだけでなく、自社の業務内容に合わせてカスタマイズができ、給与計算や勤怠管理を含めた人事労務管理全般を一元管理するサービスが一般的です。e・Gov電子申請に必要な添付資料も自動生成が可能のため、簡単に書類作成が可能となります。

電子申請義務化についての注意点

冒頭でお伝えした通り、従来の紙による窓口・郵送での申請を行ったとしても企業が罰則を受けることはありませんが、申請した手続きが反映されなかったり、受付自体を拒否されたりする可能性が考えられます。そのため、特定の法人に該当する企業は必ず電子申請による行政手続きを行います。

また、従来の紙による手続きと電子申請が混在すると業務量が増え、人事労務管理部門の負担が増えてしまいますので、電子申請義務化の対象となる行政手続きが今後も拡大されることを想定した上で、可能な限り、電子申請に一本化することをおすすめします。

電子申請は

働き方改革でも有効!?

電子申請義務化対象の法人様はもちろんのこと、対象外の法人様も外部APIソフトウェアを活用することで、人事労務管理の運用から社会・労働保険の申請まで一括してシステム上で管理することができ、リモートワーク、生産性向上などの働き方改革を実現することに繋がります。

最後に一例として株式会社エフアンドエムで提供している人事労務管理システム「オフィスステーション」を簡単に紹介させていただきます。

オフィスステーションの特長



今まで、労務・人事管理システムといえば、社内で担当者だけが使うシステムでした。人事情報の管理や給与計算を行うだけなら、それで十分かもしれません。

しかし、社会・労働保険などの手続きや年末調整、働き方改革にともなう有給休暇取得状況管理やマイナンバー管理など、ここ数年で始まった分野は、社内担当者だけで対応が終わるものではなく、情報収集や通知など、従業員と企業がコミュニケーションをとらなければ業務を進めることはできません。

これからの時代に向けて生まれたオフィスステーションは、管理者が社内で業務を行うためのシステムではありません。従業員からの情報収集や行政手続きが必要な業務をペーパーレス化、自動化するために、従業員と企業、企業と行政がコミュニケーションするプラットフォームです。

従来使われてきたシステム = 既存分野&企業が社内で使うシステム



Web-API/CSVで
データ連携



オフィスステーション が提供するシステム = 新分野&従業員と企業がコミュニケーションするシステム



オフィスステーションは労務手続き、年末調整、有休管理、Web給与明細、マイナンバー管理機能を持つクラウド型システムです。全ての機能をオールインワンで使うこともできますし、必要な機能だけをアラカルトで使うこともできます。

「今使っているシステムはそのまま、必要な機能を使いたい」そんな企業様からのニーズに応じて、オフィスステーションは機能ごとに利用することが可能。自社に合わせて運用を最適化できるのが強みのシステムです。今お使いの給与・勤怠システムとはAPI、Excel、CSVなどで便利に連携できます。

労務SEARCH by  オフィスステーション

<https://romsearch.officestation.jp/>



本記事は、株式会社エフアンドエムが運営する「労務SEARCH」からの出典/転載となります。

労務SEARCH(サーチ)は人事・労務管理者の課題を解決するメディアサイトで、運営会社の株式会社エフアンドエムは、クラウド型労務・人事管理システム「オフィスステーション」を展開しています。

FFGと株式会社エフアンドエムはビジネスマッチングに関する業務提携をしておりますので、ご関心がある方はお近くの銀行窓口へお尋ねください。